

古屋法律事務所弁護士報酬規定(抄)

事件等		報酬の種類	報酬額					
法律相談	1 法律相談	初回市民法律相談料	30分ごとに5,000円から1万円の範囲内の一定額					
		一般法律相談料	30分ごとに7,500円以上3万円以下					
	2 書面による鑑定	鑑定料	複雑・特殊でないときは10万円から30万円の範囲内の額					
1	訴訟事件(手形・小切手訴訟事件を除く)、非訟・家事審判事件・行政事件・仲裁事件	着手金	事件の経済的な利益の額が ※ 着手金の最低額 10万円 (価格の例示) (着手金) (報酬金) 300万円以下 8% 16% 300万円を超え3,000万円以下 5%+9万円 10%+18万円 3,000万円を超え3億円以下 3%+69万円 6%+138万円 3億円を超える場合 2%+369万円 4%+738万円					
		報酬金	1に準ずる。 ※ 着手金の最低額 10万円 ただし、それぞれの額を3分の2に減額することができる。 ※ 示談交渉から調停、示談交渉から訴訟その他の事件を受任するときの着手金は、1又は5の額の2分の1					
3	契約締結交渉	着手金	事件の経済的な利益の額が ※ 着手金の最低額 10万円 ※事件の内容により、30%の範囲で増減額することができる。 (価格の例示) (着手金) (報酬金) 300万円以下 2% 4% 300万円を超え3,000万円以下 1%+3万円 2%+6万円 3,000万円を超え3億円以下 0.5%+18万円 1%+36万円 3億円を超える場合 0.3%+78万円 0.6%+156万円					
		報酬金	3の2分の1 ※ 着手金の最低額 5万円 1又は5の額の2分の1 ※ 報酬金は金銭等の具体的な回収をしたときに限って請求できる。					
5	手形・小切手訴訟事件	着手金	事件の経済的な利益の額が ※ 着手金の最低額 10万円 (報酬金) (価格の例示) (着手金) 8% 300万円以下 4% 300万円を超え3,000万円以下 2.5%+4.5万円 5%+9万円 3,000万円を超え3億円以下 1.5%+34.5万円 3%+69万円 3億円を超える場合 1%+184.5万円 2%+369万円					
		報酬金	40万円以上 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、上記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記のとは別に、1又は2による。					
6	離婚事件	調停事件 交渉事件	着手金	50万円以上 ※ 離婚交渉から離婚調停を受任するときの着手金は、前記の額の2分の1 ※ 財産分与、慰謝料等の請求は、上記のとは別に、1又は2による。				
		訴訟事件	着手金	それぞれ40万円から80万円の範囲内の額 ※ 1の額が上記の額より上回る場合は、1による				
7	境界に関する事件	着手金	それぞれ40万円から80万円の範囲内の額 ※ 1の額が上記の額より上回る場合は、1による					
〔註〕 6、7の着手金及び報酬金は、依頼者の経済的實力、事業の複雑さ及び事件処理の案等考慮して増減額することができる。								
民事事件	8 借地非訴訟事件	着手金	借地権の額が5,000万円以下の場合 40万円から60万円の範囲内の額 借地権の額が5,000万円を超える場合 上記の『標準となる額』に5,000万円を超える部分の0.5%を加算した額					
		報酬金	申立人の場合	申立の認容	借地権の額の2分の1を経済的利息の額として1による。	相手方の場合	申立の却下又は介入権の認容	借地権の額の2分の1を経済的利息の額として1による。
			相手方の介入権の認容	財産上の給付額の2分の1を経済的利息の額として、1による。	賃料の増額の認容	賃料増額分の7年分を経済的利息の額として、1による。		
			財産上の給付の認容	財産上の給付額を経済的利息の額として、1による。				
9	保全命令申立事件等	着手金	1の着手金の額の2分の1 ※ 着手金の最低額 10万円 審尋又は口頭弁論を経たときは、1の着手金の3分の2					
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき、1の報酬金の額の4分の1 本来の目的を達成したとき、1の報酬金に準じて受けとることができる。					
10	民事執行事件	民事執行事件	着手金	1の着手金の額の2分の1				
		執行停止事件	着手金	1の着手金の額の2分の1				
		報酬金	事件が重大又は複雑なとき、1の報酬金の額の4分の1					
〔註〕 9、10は本案事件と併せて受任したときでも本案事件とは別に受けとることができる。この場合の着手金は1の3分の1 ※ 着手金の最低額 5万円								
11	破産・会社整理・特別清算・会社更生・民事再生の申立事件	着手金	資本金、資産、負債額、関係人等事件の規模、事件処理に要する執務量に応じてそれぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の自己破産 50万円以上 (6) 会社更生 200万円以上 (2) 非事業者の自己破産 20万円以上 (7) 事業者の民事再生 100万円以上 (3) 自己破産以外の破産 50万円以上 (8) 非事業者の民事再生 30万円以上 (4) 会社整理 100万円以上 (9) 小規模個人再生 20万円以上 (5) 特別清算 100万円以上 給与所得者等再生					
		報酬金	1に準ずる。(この場合経済的利息の額は、配当資産、免除債権額、延払いによる利益、企業継続による利益等を考慮して算定する。)ただし、上記(1)(2)の自己破産事件の報酬金は免責決定を受けたときに限る。					
12	任意整理事件 (11の各事件に該当しない債務整理事件)	着手金	資本金、資産、負債額、関係人の数等事件の規模に応じてそれぞれ次に掲げる額 (1) 事業者の任意整理 50万円以上 (2) 非事業者の任意整理 20万円以上					
		報酬金	イ、事件が清算により終了したとき (1) 弁護士が債権取立、資産売却等により集めた配当資産額 (2) 依頼者及び依頼者に準ずる者から任意提供を受けた配当資産額につき (債務の弁済に供すべき金員又は代物弁済に供すべき資産の物価。以下同じ)につき 500万円以下 15% 5,000万円以下の場合 3% 500万円を超え1,000万円以下 10%+25万円 5,000万円を超え1億円以下の場合 2%+50万円 1,000万円を超え5,000万円以下 8%+45万円 1億円以上の場合 1%+150万円 5,000万円を超え1億円以下 6%+145万円 1億円以上 5%+245万円 ロ、事件が債務の減免、履行期限の猶予又は企業継続等により終了したときは、11の報酬に準ずる ハ、事件の処理について裁判上の手続を要したときは、イ、ロに定めるほか、相応の報酬金を受けとることができる。					
13	行政上の審査請求、異議申立、再審請求、その他の不服申立事件	着手金	1の着手金の額の3分の2 ※ 着手金の最低額 10万円					
		報酬金	1の報酬金の額の2分の1 ※ 審尋又は口頭審理等を経たときは1に準ずる。					
刑事事件	1 起訴前及び起訴後(第一審及び上訴審をいう。以下同じ)の事案簡明な刑事事件	着手金	40万円から60万円の範囲内の額					
		報酬金	起訴前	不起訴 40万円から60万円の範囲内の額 求路式命令 上記の額を超えない額	起訴後	刑の執行猶予 40万円から60万円の範囲内の額 求刑された刑が軽減された場合 上記の額を超えない額		
	2 起訴前及び起訴後の1以外の事件及び再審事件	着手金	100万円を最低額とする。 不起訴 100万円を最低限とする 求路式命令 50万円を最低限とする					
		報酬金	起訴前	無罪 100万円を最低額とする 刑の執行猶予 50万円を最低額とする 求刑された刑が軽減された場合 軽減の程度による相当額	起訴後	検察官上訴が棄却された場合 100万円を最低額とする		
3	再審請求事件	着手金	100万円を最低額とする					
4	保釈・勾留の執行停止・抗告・即時抗告・準抗告・特別抗告・勾留理由開示等の申立	着手金	着手金に準ずる					
		報酬金	依頼者との協議により、被告事件及び被疑事件のものとは別に受けることができる。					
		着手金	1件につき 50万円以上					
5	告訴・告発・検察審査の申立て・仮釈放・仮出獄・恩赦等の手続	報酬金	告訴が受理された場合に、依頼者との協議により受けることができる					
少年事件	1 家庭裁判所送致前及び送致後	着手金	50万円を最低額とする。					
		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 100万円を最低額とする その他 40万円から60万円の範囲内の額					
2 抗告・催告及び保護処分取り消し		着手金	50万円を最低額とする。					
2 抗告・催告及び保護処分取り消し		報酬金	非行事実なしに基づく審判不開始又は不処分 100万円を最低額とする その他 40万円から60万円の範囲内の額					
日当		半日	3万円以上5万円以下					
顧問料		1日	5万円以上10万円以下					
費用等		(1) 事業者の場合 月額5万円以上 (2) 非事業者の場合 年間6万円(月額5,000円)以上						
		(1) 貼用印紙代、手数料、保証金、予納金、交通費、宿泊費等は実費負担を求めるものとする。						
		(2) 出張 最高運賃の交通機関を利用できる。						